2026年11月24日

各位

会社名　　株式会社ジールアソシエイツ
（コード：329A　TOKYO PRO Market）
代表者名　代表取締役 社長執行役員　永門　大輔
問合せ先　取締役　　上席執行役員　澁谷　良雄
ＴＥＬ　　03-6264-2690
ＵＲＬ　　https://zeal-as.co.jp/

監査等委員である取締役および従業員に対するストック・オプションの発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社監査等委員である取締役及び当社従業員に対し、下記のとおり第３回新株予約権を発行することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

１．提案の理由および割り当てることが相当である理由

当社は、中長期的な企業価値の持続的な向上を図るとともに、株主の皆様との一層の利害共有を進めることを目的として、当社の役職員に対し、無償の税制適格ストックオプションを発行するものであります。本ストックオプションの付与により、対象者の企業価値向上に対する意欲や士気の一層の向上を図ることを企図しております。なお、監査等委員である取締役に対しても、株主の皆様との中長期的な利害共有を通じた企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として、無償の税制適格ストックオプションを発行するものであります。当該付与にあたっては、監査等委員である取締役の職務執行に対する独立性および実効的な監督機能を損なうことのないよう、その役割や職務内容に照らして相当と認められる範囲で割当てを行うこととしております。

２．本新株予約権の具体的な内容

１．新株予約権の数
10,000個
２．新株予約権と引換えに払い込む金銭
金銭の払込みを要しない。
３．新株予約権の内容
（１）新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、新株予約権１個あたり１株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）以降において、当社が普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満

の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換、株式交付又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

（2）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）を金 206 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「１株当たりの払込金額」を「１株当たりの処分金額」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割、株式交換、株式交付又は資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で、適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

（3）新株予約権を行使することができる期間

2028 年 11 月 25 日から 2036 年 11 月 24 日までとする。

なお、行使期間の開始日が当社の休業日にあたるときはその翌営業日を開始日とし、また行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

（4）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

① 新株予約権の行使により新株を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により新株を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（5）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

（6）新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が監査等委員である取締役である場合は、権利行使時においても、当社の監査等委員である取締役の地位を有していなければならない。ただし、任期満了による退任その他正当な理由があると認められる場合は、この限りではない。

② 新株予約権者が当社の従業員である場合は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役又は従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

④ その他の権利行使の条件は、募集事項を決定する取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

（7）会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

以下の事由が生じたときは、当社は無償で新株予約権を取得する。ただし、①の場合は取締役会決議によって取得の日を別途定める。

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議）で承認された場合

② 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、又は当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合

（8）組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（1）に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記（2）で定められた行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記（3）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（3）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（4）に準じて決定する。
⑦　譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
⑧　新株予約権の行使の条件
上記（6）に準じて決定する。
⑨　新株予約権の取得事由
上記（7）に準じて決定する。

（9）新株予約権の行使により発生する端数の切り捨て

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(10) 新株予約権証券の発行

新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

4．新株予約権の割当日

2026年12月15日

5．新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社監査等委員である取締役	3名	1,700個
当社従業員	29名	8,300個

以上